

議案第 12 号

西尾市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例の制定について原案反対討論

議席番号 28 番 鈴木 規子

私は、議案第 12 号、西尾市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案反対の立場で討論いたします。

本改正案は、条例本文中、第 4 条第 2 項にある 6 月及び 12 月の期末手当の支給割合を変更し、「100 分の 162.5」を「100 分の 167.5」に、そして、「100 分の 147.5」とあるを「100 分の 150」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 165」に改めるというものであります。

影響額としては、市長が 7 万 3 千円、副市長が 5 万 7 千円、教育長が 5 万 2 千円の増額となるものです。

しかし、私は、本市の財政状況を真に認識するならば、到底、値上げなど考えられませんが。

市長、副市長は、合併後、何ら行財政改革を進めてこなかったばかりか、本年度の予算編成が厳しいものであることを認めておられるではありませんか。にも拘わらず、今議会では、さらに 30 年にも及び長期にわたる債務負担行為を求めています。これは、本市の借金を一挙に倍額にする暴挙であるだけでなく、本来、市長自らが判断し、計画立案しなければならなかった「合併後のまちづくり」を一民間事業者に丸投げし、本来、市長が行わなければならない公共施設の運営や維持管理を一民間事業者に任せることによって、職員の政策遂行や実務能力、モチベーションを低下させる愚策であります。

これからさらに財政負担が増すばかりでなく、市職員の定数削減もままならない事態を招いた今日の責任であります。市長、副市長の職務の放棄、負担の軽減をするのが今回の PFI なのです。期末手当の増額などは論外。むしろ、減額をこそ提案すべきであります。

この 2 月、市長が発表された平成 37 年度までの財政 10 年計画では、本市の財政調整基金は、現在の 60 億円から増えることはまったくないばかりか、平成 36 年には 51 億円に減り、翌 37 年には 45 億円になってしまうとあります。いったい、38 年以降はどうなるのか。10 年先を見通せていないのです。これが無為無策でなくて何でありましょうか。市長は、市財政の回復策をまったく考えていないとしか言いようがありません。

そうでないならば、責任ある対応策を速やかに講じるよう厳に求めて、私の反対討論いたします。